

飯島町高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴力機能の低下がある高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用（以下「購入費」という。）の一部を助成することにより、高齢者のコミュニケーションの確保とともに生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、在宅で申請の時点において満75歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
- (3) 耳鼻咽喉科の医師により、聴力機能低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であることが証明されていること。
- (4) 対象者の属する世帯の世帯員全てが、申請日の属する年度（当該年度の市町村民税の賦課決定がなされていない期間においては、前年度）において市町村民税が非課税であること。この場合において、世帯の判断基準は、住民票が別でも同居している世帯は同一世帯として判断するものとする。
- (5) 町税その他義務的納金の滞納をしていない世帯の者

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認める者については、助成の対象とすることができる。

(助成の額)

第3条 助成の額は、補聴器の購入費の額とし、2万円を限度とする。ただし、1人について1回限りとする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飯島町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、購入費の領収書及び第2条第3号に規定する医師証明書（様式第2号）を添付し、購入費を支払った日から3月以内に町長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、飯島町高齢者補聴器購入費助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、当該助成金を返還させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、施行日以後に購入した補聴器について適用する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)